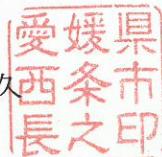


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

飯岡地区（亀の甲、八幡原、半田、野田、東大道、上組、堀の内、池の内、西原、西大道、山口、野口、山本、戻川、早川、大浜）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 中心経営体数

法人	1 経営体
個人	25 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	164 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	32 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8 ha

5. 対象地区の課題

本地区は、高齢化や後継者不足が顕著であり、今後5年以内に離農や規模縮小する農業者が多数出てくることが想定される。また、本地区には耕作条件が悪い農地が多く、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することは困難である。

## 6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

作業の分業化等、地域の農業者がそれぞれの役割を果たしながら取り組む集落営農について検討を進めるほか、作業の効率化を図るために、現在亀の甲地区で進めているほ場整備をその他の地区でも進めるとともに、水系や水稻の品種に応じた作物体系についても今後検討を進める等、地域の農業の保全と次の世代へのバトンタッチが図られる農業の体制づくりを行っていく。

また、本地区特有の扇状地の立地条件を活かし、米や野菜のブランド化を進めるなど付加価値の高い農産物を生産・販売することにより、地区農業の活性化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

玉津地区（所敷、大谷、中土居、森戸、岡寺、川北、川南、船屋、玉津、市塚、横黒）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	28 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	190 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	145 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	39 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	46 ha

5. 対象地区の課題

- ・基幹的従事者が高齢化している。
- ・宅地化が進んでいる地域とそうでない地域がある。
- ・地区内に複数の土地改良区がある。
- ・水の便が悪い等耕作条件の悪い農地がある。

- ・地域内で栽培品目の差別化を行い、すみ分けしている。

#### 6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

街中の集落（船屋・玉津・市塚・横黒）は、中心経営体である15経営体が担っていくが、中心経営体の高齢化に伴い、今後は集落営農組織やシルバー営農組織（高齢者の生きがい対策）の設立検討も必要である。

山際の集落名（大谷・森戸・川北）は、中心経営体である15経営体が担っていくが、耕作条件が悪い等の理由で集積が難しい農地についての維持管理方法は、土地改良区や自治会も含め検討していく必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中央地区（朔日市、本町、北町、松の巷、常盤巷、百軒巷、八千代巷、喜多浜、干拓、市街地1、市街地2、市街地3、上神拝、上喜多川、下喜多川、樋之口、八丁、古川、砂入）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

〔 法人 0 経営体  
個人 30 経営体  
集落営農（任意組織） 0 組織 〕

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	190 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	145 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	39 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	46 ha

## 5. 対象地区の課題

地域の担い手は、これまでの実績や信頼により、利用権設定等によって地域の農地の過半以上を耕作しているが、各担い手の農地が分散しており、今後さらなる農業経営の安定化と効率化、そして更なる規模拡大を図るために、「分散している農地の連担化」や「面的な農地の集積」などを進めてかなければいけない。

## 6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、高齢等により農業をリタイアする方、規模を縮小する方が、地域の農業者へ農地を預ける場合については、その農地に隣接する規模拡大意向の担い手へ農地を集積させる。

担い手間での調整により農地の耕作権を入れ替え農地の連担化をはかることについても、担い手の意向や農地の所有者等の意見も踏まえた上で、可能な範囲で今後検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大町地区（地蔵原、新田、西の川原、沢、天皇、明神木、大南、中南、川原町、小川、上小川、下小川、北の丁、下町）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	160 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	81 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	22 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10 ha

5. 対象地区的課題

本地区については、水稻を軸に野菜や施設園芸等を行う地域の担い手を中心に小規模な農業者や定年就農者等により、農地が維持・管理されているが、今後、5～10年以内に高齢等によって、離農や規模縮小する農業者が多数出てくることが想定される。また、市街地周辺が多く、集約化が困難な要因となっている。

## 6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

　担い手の中でも、既に耕作されている農地の周辺等であれば、規模を拡大できる方もいるため、こうした農地については、地域の担い手を中心面向的な集積を図っていく。

　また、今後、集落営農等についても、可能な範囲での検討を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神戸地区（東光、藪の内、楠、山道、山の下、宵、日明、中の段、木挽原、宵の原、釜の口、大久保、舟形、東原、新出、原、西原、奥の内、棚林、土居内、河原町、北組、東組、中西、晩茶、土居、岡、久保、御代地、宮の首、中谷、中屋、藤之石上、藤之石下、吉居、水無、中の池、黒代、川来須、下津池、風透、八の川、李、大平、下分、河ヶ平、中寺、兎之山、上の原、大畑、山崎、黒瀬山、浦山、大保木、向、前田、浦、細野、今宮、本郷、東之川、津越、市之川、丸野、保野）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	40 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	303 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	175 ha
③ アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	44 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	22 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha

## 5. 対象地区の課題

- ・ほ場整備実施済みエリアと未実施のエリアがある。
- ・リタイヤや規模縮小意向の農家が増加している。
- ・圃場整備実施済みエリアでは、地域の担い手へ面的集積が行われている。
- ・ほ場整備未実施エリアでは、農道や水路の条件が悪い農地が多い。
- ・水稻を軸とした2毛作を行い、農地をフル活用している。

## 6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

### 【圃場整備実施済みエリア】

- ・引き続き、地域の中心的な担い手（法人など）に面的集積を行う。
- ・併せて後継者の育成・事業承継も行う。
- ・水稻を軸とした2毛作を行い、農地をフル活用していく。

### 【圃場整備未実施エリア】

- ・後継者がいなくても自分で管理したいという思いが強いことから、農地の流動化の歴止めとなっている面があるため、意識を変えていく必要がある。後継者がいない農地で貸借希望者は中間管理機構や西条市農地バンクを活用した農地の貸借についての理解を深める。
- ・農業委員会と農協が連携し、荒廃農地調査で対象となった農地で貸付希望の農地については速やかに農業経営体まで情報の提供を行う体制を作る。
- ・それでも耕作条件の悪い農地の維持管理方法については、地元土地改良区や自治会と一緒に検討する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

橋地区（西田、西泉東、西泉中、西泉西、檜木西、檜木東、坂元、北山、野々市西、野々市東）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	19 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	197 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	102 ha
③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計	16 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	27 ha

## 5. 対象地区の課題

本地区においては、高齢化や後継者不足等によって、離農や規模縮小する農業者が多数出てくることが想定される。また、本地区には、耕作条件が悪い農地も多く存在し、地域内の担い手だけでは全ての農地を維持・管理することが困難であるため、小規模農家や兼業農家そして担い手が一体となって農地を維持・保全する必要がある。

## 6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、担い手のさらなる農業経営の安定化や規模拡大のために「分散している農地の連担化」や「面的な農地の集積」により作業の効率化を図る。また、将来的な集落営農組織の立ち上げ等について、話し合い等を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

氷見地区（西町、上の浦、切川、上町、上の川、尾土居、長谷、山口、久保、山道、大久保、新御堂、下町、新町、古町、裏、西の原、竹内、寺の下、新出、末長、宮の下、新兵衛、土居）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	35 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①地域の担い手（今後の地域の中心となる経営体）が中心となり、面的集積を行うなど、作業の効率化が図れる形での規模拡大を図っていく。

②また、今後、離農や規模縮小する農業者の農地については、メリット措置である機構集積協力金などを活用するなど、規模拡大志向の地域の担い手へ集積させ、将来の経営規模等の目標が達成される体制を目指していく。

- ③ほ場整備実施地区等のほ場条件に恵まれた2毛作等が可能なエリアについては、ほ場条件等を踏まえ、高付加価値販売が可能な「早期米」の栽培、「水稻・玉ねぎ等の野菜」及び「水稻・はだか麦」等の2毛作を行い、優良農地をフル活用していく。
- ④また、当地区における土地利用型（米・麦等）の農業者においては、裸麦等の裏作の規模拡大も可能であるため、米1作の土地についても、農地の有効活用を図る観点から、地域の農業者の理解と協力のもと、可能な範囲での裏作での期間借地を進めていく。
- ⑤なお、本地区においては、現在、氷見上部地区（約25ha）において、ほ場整備事業が実施されており、こうしたほ場整備を契機として、地域の担い手への面的な農地集積が図られるよう、地域一体となって取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

禎瑞地区（九人、東禎瑞、西禎瑞）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	41 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①本地区においては、ほ場整備が実施されており、現在、地域の担い手（地域の中心となる経営体）を中心に水稻を軸とした、はだか麦、WCS稻及び玉ねぎ等の野菜の複合経営が行なわれている。

②今後、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営の規模を縮小される農業者が出てくるが、こうした農地については、地域内の規模拡大意向のある担い手に農地を集積していく。

③また、今後の具体的な地域農業のあり方については、国の政策等の方向性を踏まながら、検討していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

氷見（蛭子）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	40 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯闘を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①蛭子地区については、水田地帯であり地域内の農地の大半を地域の農業者が耕作し、集落がまとまって早期コシヒカリの栽培を行っている。

②離農や規模縮小する農家の農地については、規模拡大志向のある地域の担い手へ集積させ、将来の経営規模等の目標が達成される体制を目指す。

③また、当地区については、ほとんどの農地において排水が悪く、水稻の单作がほとんどであるため、今後の排水関係の整備（暗渠排水等）についても、地域内で検討していく。

④併せて、地域内の農地の大半を地域内の農業者が耕作しており、将来的な集落営農の可能性についても、検討していく。

⑤なお、本地区においては、大兵衛南・蔵井地区（約57.8ha）において、ほ場整備事業が実施されており、こうしたほ場整備を契機として、地域の担い手への面的な農地集積が図られるよう、地域一体となって取り組んでいく。